

福岡県公報

令和六年九月十日
第五百二十九号
増刊
①

目次

告 示 (第五百六十一号)

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を
改正する告示

(私学振興課) …………… 一

告 示

福岡県告示第五百六十一号

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年九月十日

福岡県知事 服部 誠太郎

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程(平成二十一年六月福岡県告示第千十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本標準産業分類(平成二十五年総務省告示第四百五号)」を「統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類(次条において「日本標準産業分類」という。)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。